

自由民主党、公明党、日本維新の会 合意（令和7年2月25日）（抄）

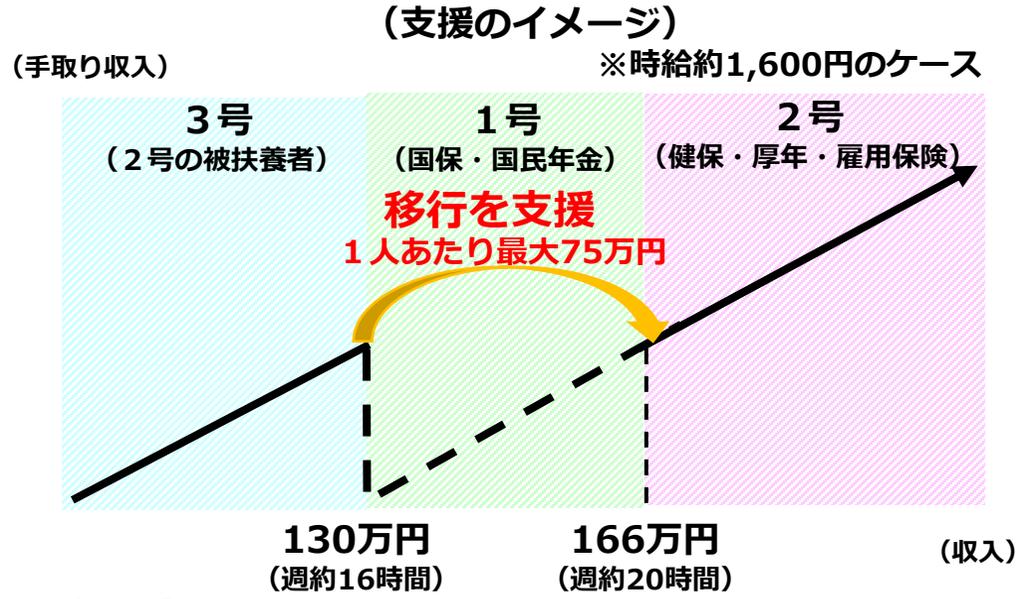
Ⅲ 働き控えの解消

社会保険に係るいわゆる年収の壁による働き控えの解消に向けて、「年収130万円の壁」について、手取りの減による働き控えの解消を図るため、被用者保険への移行を促し、壁を意識せず働くことができるよう、賃上げや就業時間の延長等を通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を令和7年度中から実施する。従来、「年収106万円の壁」への対応として実施しているキャリアアップ助成金による措置を拡充することとし、その際、中小・小規模事業者への支援強化や使い勝手の更なる向上等を行う。この措置は、労働保険特別会計において臨時に行う時限的措置とし、第三号被保険者制度のあり方を含めた「年収130万円の壁」に関する制度的な対応のあり方について更に検討を進める。

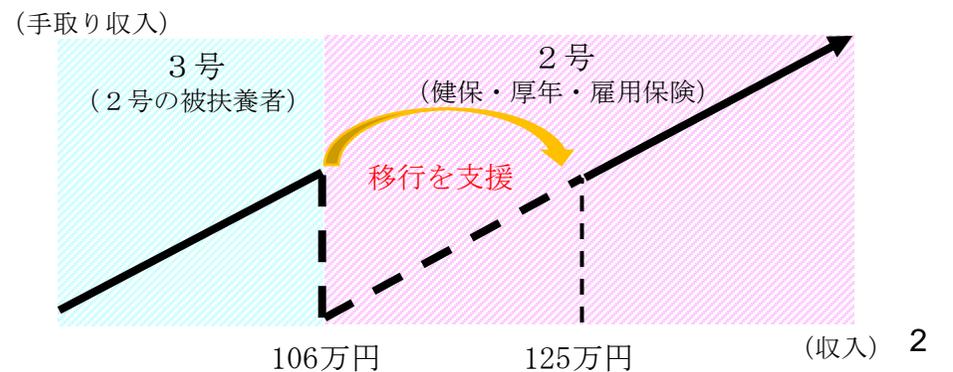
いわゆる「年収130万円の壁」について、手取りの減による働き控えの解消を図るため、被用者保険への移行を促し、壁を意識せず働くことができるよう、賃上げや就業時間の延長等を通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を令和7年度中から実施。

3号の種類		人数 (注1)	対応
①	従業員50人超の企業で週20時間未満働く場合 例：夜間のスーパー等でのパート	10万人	労働時間の延長等を通じ週20時間以上働き、被用者保険に移行する取組を行う事業者に対し支援
②	従業員50人以下の企業で被用者保険に加入していない短時間労働者 例：従業員20人の町工場でのパート	31万人	※②について、労働時間の延長等を通じ週30時間以上働き、被用者保険に移行する取組を行う事業者に対し支援(注2)
③	被用者保険非適用事業所で働く場合 例：5人未満の個人事業所等	3万人	労使合意に基づき被用者保険の対象となる事業者に対し①②と同様に支援

(注1) 令和4年の基本月給が8.8万円(年収約106万円)～10.8万円(年収約130万円)かつ週所定労働時間が15時間以上である第3号被保険者の人数(出所：厚生労働省の特別集計)。
(注2) 労使合意に基づき任意で短時間労働者への適用を行う事業者についても支援を行う。



(参考) 「106万円の壁」対策のキャリアアップ助成金
○ 新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業者に対して助成(3年間で1人当たり最大50万円)。



キャリアアップ助成金：社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者が新たに被用者保険の適用となる際に、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、一定期間助成を行うことにより、壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするため、コースを新設し、複数のメニューを設ける。

社会保険適用時処遇改善コース

- 新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成。
- 一事業所当たりの申請人数の上限を撤廃。
- 令和7年度末までに労働者に被用者保険の適用を行った事業主が対象。
- 支給申請に当たり、提出書類の簡素化など事務負担を軽減。

(1) 手当等支給メニュー（手当等により収入を増加させる場合）

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上分を労働者に追加支給 ※1	1年目 20万円
② 賃金の15%以上分を労働者に追加支給 ※1するとともに、3年目以降、以下③の 取組が行われること	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額※2させていること	3年目 10万円

- (注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ・①、②の賃金は標準報酬月額及び標準賞与額、③の賃金は基本給。
 ・1、2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）。
 3年目は6ヶ月後に支給申請。

- ※1 一時的な手当（標準報酬月額の算定に考慮されない「社会保険適用促進手当」）による支給も可。
 ※2 基本給のほか、被用者保険適用時に設けた一時的な手当を恒常的なものとする場合、当該手当を含む。労働時間の延長との組み合わせによる増額も可。
 また、2年目に前倒して③の取組（賃金の増額の場合のみ）を実施する場合、3回目の支給申請でまとめて助成（30万円）。

(2) 労働時間延長メニュー（労働時間延長を組み合わせる場合）

＜現行の短時間労働者労働時間延長コースの拡充＞

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	30万円
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

- (注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ・取組から6ヶ月後に支給申請。
 ・賃金は基本給。

(3) 併用メニュー

- 1年目に（1）の取組による助成（20万円）を受けた後、
 2年目に（2）の取組による助成（30万円）を受けることが可能。